

東京都子供・若者支援協議会
代表者会議
議事録

令和6年11月8日（金）

オンライン開催

(午後２時００分 開会)

○山本若年支援課長 皆さま、お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまから東京都子供・若者支援協議会代表者会議を開催させていただきます。

本日はお忙しいところお集まりいただきまして誠にありがとうございます。私は、本日の進行を務めます東京都生活文化スポーツ局都民安全推進部若年支援課長の山本と申します。よろしくお願いいたします。

まず、会議の公開についてですが、この会議は都の附属機関となっており、本日の会議は原則公開とさせていただきます。議事録につきましても同様の扱いとなります。

なお、議事録につきましては、協議会終了後、委員の皆さまにご確認いただいたあと公開させていただきます。また、傍聴の方も１名オンラインでご参加いただいております。

本日の会議は、オンラインにて実施いたします。オンライン参加の皆さまにおかれましては、操作等でご不明な点等がございましたら、チャット機能また電話により事務局までお知らせください。

なお、オンライン形式の会議のため、ご発言ご質問をいただく際は挙手をしていただき、司会から声がかかりましたら、先にご所属とお名前を言っていただいた上で発言をお願いいたします。ご発言の際はマイクのミュートを解除してからご発言をお願いいたします。

次に、資料の確認ですが、皆さまには事前にメールで送付させていただきました。こちらの画面上でも投影いたしますので、適宜ご確認いただければと思います。

それでは、初めに当協議会の会長である東京都生活文化スポーツ局村上若年支援担当部長よりご挨拶申し上げます。

○村上若年支援担当部長 東京都生活文化スポーツ局の村上でございます。

皆さま方には日頃から東京都の青少年行政の推進にご理解、ご協力いただきますとともに、それぞれのお立場から子供・若者の支援に取り組んでいただき、この場を借りまして厚く御礼を申し上げます。

また、本日はご多用のところ本協議会にご参加をいただきまして、誠にありがとうございます。

この協議会は、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者に対する支援を、効果的かつ円滑に実施することを目的としております。

設置以来、各機関の皆さま方と情報共有や意見交換を行いながら連携強化を図ってまいりました。子供・若者を取り巻く環境というのは、同世代の人口減少ですとか、家族構成の多様化、情報通信環境の急激な変化など、多様に変化してございまして、社会的自立に困難を有する若者の持つ背景は、これまで以上に複雑になっているところでございます。

また、孤独・孤立の問題も誰にも起こるものでございまして、孤独を感じ、社会や家庭で孤立した子供・若者の支援を求める声を迅速に捉えていく仕組みを構築して、誰一人取り残さない社会をつくっていくことも必要でございまして、関係機関の団体の皆さま方が、この情報を適切に共有し、さらに一層有機的に連携することが重要と なってございます。

本日は、この協議会では令和2年4月に策定しました東京都子供・若者計画の第2期の改定に向けましての検討状況なども合わせてご報告をさせていただきます。

最後になりますが、各関係機関が行う様々な取組みを共有することで、支援に関わる皆さまの連携強化を図り、子供・若者施策の一層の推進を図ってまいりたいと考えておりますので、本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○山本若年支援課長 本日の出席者につきましては、資料2、出席者名簿のとおりとなっております。

ここで、委員の皆さま方、名簿の順番にご所属とお名前をおっしゃっていただけますでしょうか。それでは、教育庁、山田委員からお願いいたします。

○山田委員 教育庁指導部長の山田でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○山本委員 同じく教育庁地域教育支援部長の山本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○黒田委員 教育相談センター所長の黒田でございます。よろしくお願いいたします。

○山川課長（新内委員代理） 福祉局生活福祉部長の代理で出席しています、生活支援担当課長の山川です。よろしくお願いいたします。

○西尾委員 福祉局子供・子育て支援部長の西尾でございます。よろしくお願いいたします。

○加藤委員 福祉局障害者施策推進部長の加藤でございます。よろしくお願いいたします。

- 渡部委員 西多摩保健所長の渡部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 坂田委員 東京都発達障害者支援センター、子供のほうの部門のセンター長をしています。よろしくお願いします。
- 柴崎委員 東京都民生児童委員連合会常任協議員の柴崎と申します。よろしくお願いいたします。
- 竹俣次長（杉山委員代理） 東京保護観察所長の代理で出席しております、次長の竹俣と申します。よろしくお願いいたします。
- 吉田委員 東京少年鑑別所長の吉田と申します。よろしくお願いいたします。
- 青木委員 多摩少年院長の青木と申します。よろしくお願いいたします。
- 坂本課長代理（今村委員代理） 警視庁少年育成課長の代理の坂本と言います。よろしくお願いいたします。
- 松本委員 東京都保護司会連合会会長、松本真由美です。よろしくお願いいたします。
- 石島課長（内田委員代理） 東京都産業労働局雇用就業部長の代理です。就業施策調整担当課長の石島と申します。よろしくお願いいたします。
- 水野課長（茂原委員代理） 厚生労働省東京労働局職業安定部長、茂原の代理で出席させていただいております、職業安定課長の水野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 横山課長（玉井委員代理） 東京法務局人権擁護部長玉井の代理で出席しております、第一課長の横山と申します。よろしくお願いいたします。
- 河野委員 青少年自立援助センターの河野と申します。よろしくお願いいたします。
- 山本若年支援課長 日本子どもソーシャルワーク協会の寺出委員はいらっしゃいますでしょうか。 それでは、続きまして、東京都就労支援事業者機構の伊藤委員、お願いします。
- 伊藤委員 東京都就労支援事業者機構の伊藤でございます。よろしくお願いいたします。
- 関口委員 練馬区こども家庭部長の関口です。よろしくお願いいたします。
- 前田課長（松葉委員代理） 東京都市長会国立市子ども家庭部長代理の前田と申します。よろしくお願いいたします。
- 西村委員 東京都若者総合相談センターを受託しておりますメンタルケア協議会の西村と申します。よろしくお願いいたします。

○山本若年支援課長 子供政策連携室の企画調整部長の小松委員代理石田課長、まだお見えになってないということです、以上になります。

なお、東京保健医療局保健政策部長、小竹委員、また、東京都児童相談センター次長、木村委員、東京都立萩山実務学校長、奥山委員、東京都立中部総合精神保健福祉センター長、平賀委員、特別保健所新宿区保健所長、石原委員、公益財団法人東京しごと財団事務局長、佐藤委員におかれましては、本日もご欠席の連絡をいただいております。

それでは、ここからの進行につきましては会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○村上会長 それでは、議事を進めていきたいと思います。

まず、議事に先立ちまして、昨年の7月10日に開催しました子供・若者支援協議会連絡調整部会、この協議会の部会になりますが、その部会におきまして、支援の現場から貴重な情報提供をいただきまして意見交換をしております。

その概要について、事務局よりまずご報告させていただきます。資料3をご覧ください。お願いいたします。

○山本若年支援課長 それでは、連絡調整部会のご報告をさせていただきます。

今年7月に、東京都子供・若者支援協議会の実務者会議である連絡調整部会を開催いたしました。手元の資料3に当日の議事概要を簡単にまとめておりますので、ご覧いただければと思います。

今年度の連絡調整部会では、東京都再犯防止計画の改定状況や、若ナビαにおける非行相談の事例共有などを通じて非行防止に向けた取組み、若者支援のあり方などについて、情報共有や意見交換をいたしました。

議題1「東京都子供・若者計画の改定について」では、今年度より立ち上げた第34期「東京都青少年問題協議会」における改定に向けた検討状況を共有いたしました。

議題2といたしまして、「東京法務局におけるこども・若者の人権擁護活動の強化について」では、令和6年度より東京都子供・若者支援協議会の構成員に加わっていただいた東京法務局様から、法務局における子供・若者の相談事業の状況などについてご紹介いただきました。

議題の3つ目、「第二次東京都再犯防止推進計画について」では、昨年度策定いたしました「第二次東京都再犯防止推進計画」の改定の概要などについて共有いたしました。

た。

その他、若ナビαにおける相談対応状況及び事例の紹介、市販薬オーバードーズの問題、夜のユースセンターなどについても、様々な情報共有や意見交換がございました。詳細は都のホームページに資料・議事録を掲載しておりますので、ご覧いただければと存じます。

以上、簡単ではございますが、連絡調整部会の報告を終わります。

○村上会長 ありがとうございます。

それでは、続きまして次第の3議題の(1)「東京都子供・若者計画(第二期)の改定について」になります。

令和2年4月に第二期を策定した本計画でございますが、改定に向けまして今年度より第34期「東京都青少年問題協議会」を立ち上げまして、その場で審議しているところでございます。

改定は年度末を予定していますが、その改定に向けた状況についてご報告をしたいと思います。資料4をご覧ください。お願いいたします。

○山本若年支援課長 現在、東京都子供・若者計画の改定に向けまして、東京都青少年問題協議会で審議しているところでございますが、これまでの議論についてご報告させていただきます。

画面にも投影されております1枚目の資料をご覧ください。

まず、子若計画の柱となる施策推進の視点についてです。現在の子若計画では3つの視点を掲げておりますが、国のこども大綱の基本方針を反映することになりました。

まず、視点1として、「子供・若者を権利の主体として認識し、権利を保障し、一人ひとりの子供・若者の最善の利益を尊重する」として、この赤字の部分、子供・若者を権利の主体として認識し、権利を保障することを打ち出しております。この権利には、意見表明・参画と自己選択・自己決定・自己実現が含まれると補足しております。また、この自らの権利に関する情報や知識を学ぶことができるようにしていくとしております。

視点2といたしましては、「当事者である子供・若者の目線に立って意見を聞き、対話をしながら支援に反映する」として、自己決定権を最大限尊重するといったことや、様々な状況にあって、声を上げにくい子供・若者も自らの意見を持ち、それを表明することができるという認識を持つことが重要としております。

視点3は、現在の計画にも掲げていますが、「子供・若者のライフステージを見通した切れ目のない支援を継続的に行う」。

視点4は、「全ての子供・若者が幸せな状態で成長できるよう、良好な生育環境を確保する」として、子供・若者のウェルビーイングを志向するとしております。

視点5につきましては、現在の計画で掲げられている視点です。

次のスライドをご覧ください。

こども大綱において、子供・若者の視点に立った数値目標が掲げられたことを受けて、新たな子若計画でも掲げようということになりまして、議論の中ではこの表にある目標を掲げることとなっております。

若者の部分をご覧ください。下の方です。東京都内に在住・在学・在勤する18歳から30代までの若者の3000名以上を対象に、アンケート調査を行いまして、現状を把握いたしました。

目標設定につきましては、アンケート調査の質問項目に、「現在の生活に困難を感じているか」の質問がございまして、困難の程度を0から10の11段階のどの辺りかを回答してもらいました。0が「全く困難を感じていない」、10が「とても困難を感じている」となりますが、目標数値は、それぞれの項目のうち、0から3までを回答した方のパーセンテージを目標数値としております。

項目といたしましては、「若者の方は自分の行動で社会を変えられる」と思う若者の割合、「困っていたら周囲の人が助けてくれる」と思う若者の割合、「自分の意見が採用される」と思う若者の割合、「自分は他人から必要とされている」と思う若者の割合、現在の議論では、この4つで若者のほうは目標を立てていこうということになっております。

次のスライドをご覧くださいと思います。

新たな子若計画では、社会的自立に困難を有する子供・若者やその家族への支援という項目に、新たに、居場所のない子供・若者とヤングケアラー、この2項目のページを新たに設けようということになりまして、この議論の参考とすべく、当事者65名から意見聴取を行ってまいりました。青少年問題協議会の委員には、その内容もご覧いただきまして、現在の案文といたしましては、次のスライドをご覧くださいと思います。

まず、居場所のない子供・若者ですが、まず現状課題として、「子供・若者について

も孤独・孤立の問題が一層顕在化している」、「居場所は孤独・孤立の問題を抱える当事者にとって、つながりや自身の役割を持つ場となり、相談等の場にもなる」、「課題や個別のニーズにきめ細かに対応した居場所をつくることで、全ての若者が居場所を持てるよう支援を行っていく必要がある」、「子供が気軽に立ち寄ることができ、学習支援や食事の提供を行う居場所の設置が求められる」としております。

その下、取組、今後の方向性として、若者の居場所を設置できる区市町村補助や、今月下旬に開設予定のポータルサイト「若ぼた+」で居場所情報の発信を行うこと、また、子供の居場所を整備する区市町村補助を記載しております。

次のスライドをご覧ください。

ヤングケアラーでございますが、こちらの現状と課題といたしましては、「子ども・若者育成支援推進法」にヤングケアラーが定義され、対象年齢としては20代、30代も含むものとされたこと、18歳以上のヤングケアラーは、中学生や高校生から困難な状況が継続しているケースが想定されるため、年齢による切れ目のない支援が求められるとしております。

取組、今後の方向性として、ヤングケアラー支援ホームページを活用して広く社会に向けて情報発信を行うや、ヤングケアラー・コーディネーターの配置促進支援などの区市町村補助、また、NPOの団体を支援するヤングケアラー相談支援補助事業、また18歳以上のヤングケアラーである若者の支援にあたって、東京都若者総合相談センター「若ナビα」を一時的な窓口として位置づけることなどを記載しております。

次のスライドをご覧ください。

子若計画の改定に向けまして、青少年問題協議会に、20代、30代の若者たちで構成する部会「若者部会」を設けました。

この部会では、困難な状況に置かれた若者の声、また、様々な状況にあって声がかかりにくい若者の意見、言語化された意見だけでなく、様々な形で発する思いや願い、それらを汲み取るような仕組みについて検討をいただきました。

このスライドと次のスライドは、それらの意見をまとめたものです。

まず、「様々な若者の声を拾う場所」についてですが、これにつきましては、まず、聞くテーマによって出向く場所を変える、そのテーマや課題に応じた応援団体が運営する場所だという意見がございました。

また、このような場所だけではなく、若者の声が集まっている相談窓口の活用や、

支援団体のプラットフォームをつくり、そこで意見聴取の協力をお願いするのはどうかといった意見もございました。

次に、声の聞き方に関しましては、都から若者にアウトリーチして聴きにいく、また、若者と信頼関係ができている支援団体と東京都が連携して聴く、都の職員も同席するように、との意見もございました。

また、その下に声を聴くためのスキルといったことにも言及がございまして、支援に携わっている支援に長けたような人、ある程度きちんと意見を拾えるようなスキルがある人が聴くべきといった意見もございました。

次のスライドをご覧ください。

どういった支援団体の協力を得ていくのか、若者の声を聴くための支援団体についてですが、課題や困難性、困りごとの種別によって網羅していくことが必要だ、この課題はどこの団体があるのか、リサーチや照会で網羅していくが、そこに対してスーパーバイズがあればよいとのご意見もいただいております。もちろん聴くだけではなく、フィードバックをいかに充実させるかが重要との意見をいただいております。

また、広報や契約、意見聴取の対価といった具体的のご意見もいただいております。都が意見聴取を行っている取組み自体を広報すべき。契約については進行管理と意見聴取の部分を分けて、パッケージにしてできないかといった意見。対価については、実費弁償はあつてしかるべきだが、対価が発生することには違和感があるとの意見や、意見聴取の場を和ませるために若者にピザを用意する程度の工夫があつてもよいのではないかとご意見もございました。

最後、オンラインで広く聴くと言ったことに対してもご意見いただいております。ただ、この手段、困難を抱える若者から意見を聴く仕組みとしては相応しくないとのご意見となりました。それよりも、訪問型にもっと厚みを持たせ、狭く深く拾うべきとのご意見でございました。

都といたしましては、今後、この仕組みを具体化していけるように検討してまいります。

以上でございますが、これまでの青少協における議論の重要事項をご報告させていただきました。

○村上会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまご報告させていただきました内容につきまして、ご意見また課

題等があればお伺いできればと存じますが、皆さま、何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。この場の会議でなくても、終わったあとでも、後日でも全然構いませんので、何かあればご意見等を伺えればと思いますので、よろしくお願いいたしますします。

それでは、続きまして、次第3の議題（2）に移ります。

各構成機関からの情報提供、意見交換ということで、各構成機関の取組について情報を共有していきたいと思います。

まず、東京都若者総合相談センター「若ナビα」の事業責任者西村センター長より、若ナビαにおける相談対応の状況についてご報告をさせていただきます。

資料5をご覧ください。なお、この報告の中には、事例の紹介がございますが、こちらは相談者の方に関する情報であるため、皆さま方のお手元の資料にはございません。画面の投影のみになりますので、画面を見ていただければと思います。皆さまにおかれましては録音ですとか、録画とか、スクリーンショットなどもなさいませんよう、今一度お願いできればと思っております。

それでは、西村センター長、説明のほどよろしくお願いいたします。

○西村委員 東京都若者総合相談センター「若ナビα」の現在の状況を、参考までにお伝えしたいと思います。

今年、前期の実績なんですけれども、6か月で5469件ということで、年間通してほしい1万件は超えてくるだろうなという相談件数になってきております。

その中で一番件数が多いのは、電話相談、そしてLINE相談、メール、面接というような順番になってきております。件数が凸凹するのは、広報をすると少し増えるんですが、なかなか恒常的に知られるということが難しいところもあるのかなと感じております。

この電話、LINE、メール、面接というので、それぞれどんな方から相談が来ているかという相談種別で属性を見ました。

全体としては、9割ぐらいが本人で、1割弱ぐらいが本人以外からとなっているんですけれども、この相談の種別でいくと電話は大体平均と同じで、88%本人ということですが、LINEになると、本人の割合が非常に増えまして、96%が本人だということが分かります。ただ、メールの場合だと、17%と平均よりは多く本人以外から来ています。

面接は半分以上が本人以外ということで、電話や LINE 相談に入ってくる人と、面接につながってくる人たちの層が違うというようなことを感じております。

もっと細かく、この本人以外というのを見ると、電話はお母さんからが多いんですが、メールになると、お父さんも増えてくるというところなんです。電話や LINE は、やっている時間にしかアクセスできないということがあります。メールは、夜中に書いたりとか、若ナビαがやっていない日曜日に書くとか、そういうことで送ってもらえることもあるので、働いていらっしゃる方などがまとめて困りごとを送ってくるということもあるのかと思っております。

それから、面接になると、お母さんが一番多くて、支援機関とお父さんということで、本人よりも、ご家族の方からの相談が多くなってくる。これがどうしてなのかということで、考えていきたいと思えます。

あと、ツールによって、相談してくる層が違うというか、そういうことが、非常によくわかるんじゃないかと思ひまして、参考までに出させていただきました。

そして、どうしてこの面接が家族からが多いのかということと、それから今増加する傾向のある相談内容がどんなものを拾わせていただきました。

今のところ、結構体感的に増えてきて、数えてみたところですが、不登校、ひきこもりが増えています。これは、18 歳以上が対象なので、高校生の 3 年生の終わり以上じゃないと対象じゃないので、この不登校、ひきこもりというのは、高 3 以上、あるいは専門学校、あるいは大学とか、そういう不登校が入ってきていて、そのままひきこもりになっていて、コロナでオンライン授業とかが多かったこととか、そういうことも影響しているんじゃないかなと感じています。

それから、ホスト、風俗で借金して、浪費して、推し活をするというような、最近の若い人たちの行動の様式の変化というのが増えてきているなど。これは以前から非行に走っていた子が、とかというのではなくて、本当に普通に大学生をやっていて、そして、推し活をやってお金が足りないからちょっと風俗でバイトしようかなみたいなところからはまっていくというような相談も結構増えているなど感じています。

それから、闇バイトとか詐欺とかいうようなことも、件数として増えてきています。

これらの特徴としては、本人からの相談は比較的少なく、切実に訴えてくるのは、どちらかというと家族からということになります。

なので、相談内容は非常に切実なので、相談に乗ってあげたいんだけど、本人

がなかなか出てこないというようなことが増えていて、そこで、面接に家族から入ることが多くなっているわけです。

少し事例を紹介させていただきます。

(個人情報を含む内容のため、削除)

そんなことで、最近の傾向としては、このような相談が増えていますということですが、こういう本人不在の相談に対してどうやっていくかというのは、大きな課題になっていると思います。

大変な人が、この中にいるということですので、家族とか支援者としてしっかりつながって、そこでアプローチを続けていくことが必要なんじゃないかと思いながら、助言の仕方とか、つながるスキルというのは、高いスキルが要求されるので、相談員のスキルアップが大変だと思っています。

それから、家族会とか、そういうご家族のもっと専門的に相談できる場所とか、ピアサポートを利用していくのもありなのかなと思っています。

それから、地域との連携強化というところかというと、若ナビαからご本人宅に訪問して本人に話しかけるということは難しいですし、家族とのつながりといっても、そこまで密にできる仕組みになっていないものですから、地域で、例えば、ひきこもり支援だったらひきこもりをやっている地域のところに、しっかりつながっていただきたいと思いますので、そういう専門的な機関で地域、さらに若ナビαよりももっとご本人たちに近いところで相談していただけるように紹介をしたり、仲介をしたりしていきたいと思っています。

あと、非行とか犯罪に絡んでくるような相談というのも、すごく多くなってきていて、私たちは内部の弁護士や犯罪に詳しい医師などに助言をもらいながら、情報提供はしているんですけども、法的な相談機関との連携も、問題が大きくなってしまわないためには必要だと思っております、専門家や機関とのタイアップということも、今後増々やっていきたいと思っております。

以上です。

○村上会長 ありがとうございました。

今の報告状況につきまして、何かご意見とかご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。今日に限らず、後日でもご相談いただければ、また共有したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、続きまして、青少年自立援助センター様から、若者の居場所の現状と課題、必要なことなどにつきまして、現場の状況を踏まえて情報共有をしていただきます。

青少年自立援助センターの河野様、よろしくお願いいたします。

○河野委員 改めまして河野です。よろしくお願いいたします。

私どもの法人は、福生市を拠点に47年ほど活動しております。最初是不登校からの支援だったんですけど、当時の不登校のお子さんたちというのは、ひきこもりタイプが多かったという流れで、ひきこもり支援というのを継続して対応してきました。

居場所のお話ということで、今日少し触れさせてもらえればと思うんですが、近年は、孤独・孤立の文脈で、居場所支援の必要性というのは高まっていますが、我々がスタートした頃というのは、割と不登校で年代も限られた層だったので、居場所の設置、運営というのは、そんなに幅広さというのを求められなかったんですけど、近年でいうと、かなりの幅が広がっているなと感じます。その辺も少し分けて考える必要があると思っています。

先ほどの青少年問題協議会での課題の中でも報告がありましたが、居場所もいろんなタイプの居場所ができてきています。

我々のような民間の団体が実施しているフリースペースや、最近特徴的なのは、夜の居場所というような、夜来る方というのも、不登校とか、ひきこもりとか、何かしら課題があるだけではなくて、普通に今は働いているけれども、なんかつながりが欲しいというのでそこを活用して、昼間の仕事が安定して続いているというような、そういう層にも開かれた場というのはでき始めているというのが、最近の特徴的なところであるのかなと思います。

あとは、ひきこもり問題といたら、当事者会さんなどもかなり幅を広げて対応して、女子会なんかもやっているというような流れがあります。

自治体も、最近は居場所を開設していて、江戸川区さんなんかは、駄菓子屋居場所よりみち屋というものをつくっています。私どもが実施しているのは、八王子市の若者総合相談センターで、相談もそうですけれども居場所も設置して支援を展開しています。

あと、メタバースを活用した居場所であったり、子供食堂とか、あるいはひとり親とか生活困窮の方々の学習支援といった部分も、一つの居場所になるのかと思っています。

ます。

居場所を利用する方々も本当に様々で、不登校であったり、ひきこもりも若年層から高年齢層までありますし、抱えている課題が様々です。あと、発達障害、虐待、ヤングケアラー、あとはトモキッズの問題とかもそうですし、少年院の出院者なんかの方も、つながる先が非常に重要だと思っています。あと、海外にルーツのある若者、この辺りも孤立化していくと色々な問題につながる状況だと思っています。ですから、一口に居場所といっても課題とか、若者の範囲や年齢も考慮した多様な支援が必要になっているのかと思っています。

あと、公的な部分で設置されている居場所というのも、意外と部局ごとに設置されているところが多くて、うまくまいで使えなかったりとかということを、度々お聞きしたりするんですが、色々な意味で相互利用できるような、包括的な支援体制の整備というのが必要だなと感じています。

居場所支援というのは結構昔からあったと思います。高度経済成長期の集団就職の際の勤労青少年ホームというのは、まさに孤独・孤立対策の走りだったかと思っています。

その当時、自発的に発生してきたものは、歌声喫茶みたいな、僕なんかまだ生まれてない時代ですが、いろいろ遡って見ていると、そういう部分であったり、あるいは、宗教の青年部なんかもある意味居場所的な部分だったのかと思います。

これは、自殺対策もそこには含まれたのかなと感じています。その後、日本の企業がまだ余裕があった時代というのは、企業自体が若者を大人にするシステムというのが、まだしっかりあったのかなと思います。時代と共にだんだんそういった部分が要らなくなって、支援の場や、勤労青少年ホームなども縮小してなくなっていったのかと思っています。

その後は、不登校の問題というのは、1980年代からかなり問題となってきて、民間のフリースペースというのが数々出てきたのかなというふうに思っています。

居場所も、あまり居場所に意味を持たせてはいけないとか、色々なことを言われているんですが、最近、体験格差みたいな言葉が結構騒がれているようなところではありますけど、出自の問題だけではなくて、若年層の孤立状態というのは、体験格差というのをすごく生むなと感じています。

様々な体験の機会というのが途切れてしまうと、大人になるための試行錯誤するような時間というのが途切れてしまうことに繋がります。そうなってしまうと、適切な

大人へのステップというのは踏めず、思春期的な感覚というのが、どこかアンバランスに取り残されてしまって、なかなか大人になりきれないといった課題が出てきます。

このようなことから、当事者に合った段階的に体験できる機会の創出、あるいは、居場所からそういう部分につながっていくような橋渡しの機能というのも、すごく大事だと思っています。

我々も、ひきこもり分野をやっていると、いろいろ関わりを持っていく中で、「居場所来たらどう？」と言ったときに、そこで何ができるのかとか、その先にどうなるのかというのを、結構気にされる若者たちが多くて、そのときに、しっかり応えられるようなつながりというのを、つくっていく必要があると思っています。

東京都は結構早い段階から、若者に対する社会参加応援事業を展開してきていますので、結構民間団体等、色々なタイプの支援団体が育成されてきています。まだ使い切れてないなという感覚が、非常に感じるので、そういった部分が積極的に活用できる体制整備というのが必要かなというふうに思っています。

あと、居場所としての重要性、まずはつながってくれることが第一だなと思っています。ですから、先ほど言ったように、初期的には傾聴でも何でもいいと思うんですが、そのつながる部分というのを、どう周知していくのか、結構、居場所への抵抗感が強い方もいらっしゃると思うので、繋がってこない層というのをどうしていくべきなのかが一つ課題としてあると思います。

幅広い意味で、居場所につないでいくためのアウトリーチであったり、アウトリーチしてつながるのも、その方にとっての居場所になるというような考えというのも、必要なのかなと感じています。

僕なんかも、いつも言っているんですけど、難しいなと思うんですが、これだけ若者の課題も幅広くなってくると、居場所も物理的なスペースで考えるというのは、どこか無理が出てくるなと。居場所として大切なのは、当事者にとって意味のある空間や時間、人とのつながり、こういった部分がすごく大事だと思っているので、あまり物理的なスペースにこだわらないで、その人に合った居場所、これは人かもしれないですけども、そういったものに結びつけるための機能というのが、今後重要な部分になってくるかなと思います。

街の中に多くの居場所ができ上がっていくというのが、本当は理想だなと思います。1か所に人を集めてというのは、ほんのわずかしき吸収できないと思うので、そうい

った部分が、今後少しずつでも形になっていけばいいかなと考えております。

「具体的な居場所はこういう場所だよ」という説明になってないんですが、雑駁な話になりましたが、以上となります。ありがとうございます。

○村上会長 河野様、貴重な情報をありがとうございました。

それでは、皆さまから何かご意見ご質問等、何かございますでしょうか。

大丈夫でしょうか。それでは、続きまして、日本子どもソーシャルワーク協会様から、養育支援訪問事業、育児・家事支援調査の結果を受けてのご報告を伺えればと思います。資料6をご覧ください。

日本こどもソーシャルワーク協会、寺出様より、よろしくお願いいたします。

○寺出委員 それでは、養育支援訪問事業の育児・家事支援調査の全国調査を昨年度いたしまして、そこから見えてきた課題などについてお話をできたらと思います。

養育支援訪問事業というのは、今年度から名称が育児・家事支援の部分については、子育て世帯訪問支援事業と名称が変わっております。

昨年度調査いたしました養育支援訪問事業の育児・家事支援に関しては、元大正大学の福祉の西郷先生と私と2人で調査いたしました。アンケート調査を西郷先生が担当し、私がインタビュー調査を担当いたしました。

結果を申し上げますと、養育支援訪問事業に関するアンケートを全国の自治体に480か所に配布して、回収率は43%でした。その結果、養育支援訪問事業を現在実施していない自治体は実は22%もありました。

その中で、私はインタビュー調査を担当しましたので、ここにありますように、先駆的な自治体を10か所選びました。

積極的に、先駆的に実施している自治体を10か所を選んだ結果、どうだったかといいますと、結果としては、育児・家事支援の中でも対象とされていたのは特定妊婦、産婦と乳児に集中していて、しかも期間は3か月とか6か月、1年未満が一番多くて、83%で終了していました。「訪問家庭の上限が乳幼児家庭までが圧倒的」とここにありますがけれども、36%は乳幼児年齢で終わっています。

年齢制限なしと回答はしている自治体が47%ありましたが、年齢制限がないといっても18歳未満まで訪問しているかということ、実際には就学前、小学校上がる前までで終えている自治体が多かったというのが実情です。

そして、特色的だったのは、インタビュー調査でも、気分の不安定な母親が非常に

激増していました。

全国調査は去年実施して、その2年前には東京都の全自治体にも同じ養育支援訪問事業の調査をしているんですが、年々年々、気分の不安定な母親が激増しているということが見えてきました。

気分の変動の激しい母親のそばに居る子供は、母親が鬱で寝てばかりいるとか、怒りが1日のうちにも何回も爆発する、そういう中でもろに影響を受けています。

これまで、養育支援訪問事業というのは、結論的に言うと、子供支援というより母親支援が中心だったということです。その結果、気分の不安定な母親のそばに居る子供は、放置されたままになっています。それでも乳幼児の間は支援の対象の中に入っていますが、実はお母さんが気分の変動で怒りを爆発させるようなそばに居る小学生・中学生も非常に大きな影響を受けているのですが、その子供たちは支援の対象にすら入っていないということが分かって来ました。10か所のインタビューした自治体の中で、小学生以上のところに訪問している自治体は3自治体しかありませんでした。

不登校の子供に対して、日本はまじめというか、学習支援をしている自治体はあったんですが、遊び支援をしているという自治体はほとんどありませんでした。しかも、遊びについても、家の中での遊びはOKですが、外遊びを禁止するところが非常に多いのです。私どもはもう20年以上この養育支援訪問事業を実施しているので、外遊びを初期の頃はOKだったのですが、どんどん禁止が増えていき、1つの自治体が怪我をするからと禁止にすると、周りの自治体もどんどん禁止となってきました。遊びは子供にとって大変重要であり、子供の心の回復の為にも必須であるにも関わらず、遊び支援が少なくなっていました。

同じく昨年度、国立成育医療センターが、小学生と中学生を対象に、子供たちの鬱状態がどのぐらいいるかという調査をしています。その結果として、小学生・中学生の子供の中で鬱状態の子供は10%いたと発表がありました。

そして、その調査をしたときに、その子供たちにアンケートをとっているんです。「この1週間の間に、あなたは死にたいと思いましたか」という質問と、「この1週間の間に、あなたは自傷行為をしましたか」と、これを小中学生に聞きました。

そうしたら、「死にたい」も、「自傷行為」も10%以上いたということが回答で分かったんですけれども、今年になってその調査をした方に直接話を伺ったら、11歳、12歳、小学校の5年、6年生に限定すると、その1週間の間に死にたいと思った、ある

いは、親に隠れて自傷行為をしたという数値が 20% 近くもあったと。これはもう 100 人で 20 人近くが自傷行為を親に隠れてしているので、親は知らないわけです。あるいは、死にたいと思っているということは、親に隠しています。

ユニセフの調査が 2020 年に子供の幸福度を世界の 38 か国に調査していて、日本の子供は、体の健康は 1 位でしたが、38 か国中、精神の健康は下から 2 番目、37 位であったということともつながりますし、子供の自殺者数がどんどん増えていて、去年は 513 人、一昨年は 514 人、でも 2020 年の 479 人の子供の自殺者数のときに、その前年度から 4 割も増えている数値でしたので、激増していることが分かります。

ということは、今の子供たちは本当に精神的に幸せなのかという点でいうと、子供たちはみんな親に気を遣って、リストカットも隠しています。面接をしていてもそうです。大体 5、6 年生ぐらいから自傷行為をしている子供が増えています。

不安定な母親のもとにいる子供たちは、日常的に母親の顔色を窺っているんです。だから、育児・家事支援で訪問している支援員も、お母さんがいるときには、まず、子供は母親の顔色を窺ってから応答すると言っています。母親がいないときには、非常にリラックスしているそうです。

訪問支援員が子供と遊ぶことは、プログラムとして少ないんですけども、片付けるとか、一緒に食事をつくるとかという形で子供と関わっていると、毎週、例えば 1 回行くとすると、毎週その曜日を子供は心待ちするようになっていきます。そうすると、それを小学生・中学生の時に訪問している場合には、不安定だった子供が高校生年齢になると、本当に元気を回復して、精神的に安定して高校通学を開始する、心の回復が獲得されるというのが、去年の調査でも、3 年前の東京都の調査でもはっきり出てきました。

だから、小学生・中学生に上がっても不安定な状態の子供たちに対して、直接訪問支援員が関わるということがどれだけ大切なことなのかということが、はっきりとこの 2 回の調査で見えてきました。

訪問支援員に期待することは何かというと、親自身は子供の気持ちに気づいていないですが、子供が苦しい思いでいるということを支援員は通う中で見えてきて、それで、その孤立無援の子供に寄り添って、子供のしたいことを一緒にする。遊ぶことで解放感を感じられるということは、今までの 20 年の経験で見えてきています。特に外遊びは、すごく大事であるということが分かってきているのです。

同じ訪問支援員ができれば、2年、3年と数年間継続して関わると、子供は心の回復を得られるということが見えてきました。

不安定な母親に対してはどうしたらいいのかというのは、背景にそのお母さん自身が子供時代に心理的虐待を受けていることが非常に多いんです。だから、母親の心の回復に向けては、保健師を中心にした母親に対する心の回復プログラムをきちんとやっていく必要があると思います。心理カウンセリングとかグループワークに参加してもらうとか、医療につなげるとか様々な方法で母親の心の回復を進めていくことは重要だと思っているんですが、これも現在は不十分で、今後の課題だと思います。

その他調査したことで簡単に申し上げますと、訪問支援員への研修はほとんど実施されていませんでした。実施している場合でも、この事業の意義と目的とか、児童虐待を予防するにはとか、守秘義務とかいう内容ばかりで、本当に必要とされる研修は、苦しさを抱えた子供に対して訪問支援員がどう関わるか、子供の心の回復を実現するにはどう関わるかとか、あるいは不安定な母親、その精神状態の背景には何があるかということと、その親に対してはどういう関わり方をしたらいいかという研修は大事であるにも関わらず全然なかったということです。

昨年度の心理的虐待件数は、児童虐待の中でも一番多くて13万件ありました。その13万件ある心理的虐待を受けた子供たちに対して、どれだけの支援が行われているかというと、実は心理的虐待に対しては、保健師さんが親へ指導するという対応だけで、そこで被虐の子供たちに対しての具体的支援が行われていないのが実情です。

ですから、ここにあるように要保護児童とか要支援児童の子供は、乳幼児に限らずに小学生・中学生まで支援対象を拡大すること、これが絶対的に今必要なことです。

もちろん今、ヤングケアラーに対してだけは昨年ぐらいからだいぶ積極的に始まっていますけれども、心理的虐待を受けた子供たちは、愛着障害となる、自虐行為をする、攻撃的になる、未来への希望が持てない、非行に走る、鬱状態になるということが分かっています。

ですから、今、子供へのケアは、支援員との1対1の関係性の中で子供が受けとめられたと感じるようになれば、週1回の訪問でも数年間継続すると回復を得られるわけですので、そういう対象の子供は、小学生、中学生まで支援を拡大することが求められていると思っています。

訪問支援員への研修は、現在市町村が実施しているわけですが、市町村は1年中養

育支援訪問事業を実施しているだけで忙しいんです。

それで、訪問支援員への研修は、都道府県自治体が実施したらいいのではないかと考えています。去年もインタビュー調査をしたところ、ある県だけは、都道府県自治体が研修を担当していました。そのように都道府県単位で研修を実施する方向に変えていくことも必要であると考えます。

それともう一つ、訪問支援員が不足しているという問題が、各自治体から一番多く出ました。それで、都道府県自治体が研修内容を企画して具体的に研修を実施し、訪問支援員も都道府県自治体が募集して、研修を修了した時に受講者に修了証を発行することで、現在不足している訪問支援員の増加につなげることと質を高めることと、それを両方進めていけるといいのではないかと思います。

この調査で、自治体間格差、実践格差というのは非常に大きかったことがわかりました。国と都道府県自治体は大幅に予算の増額をすること。これは、今、少子化ということで、子供の数を増やそうという施策に対しては非常にお金をつぎ込んでいるわけですが、今生きて、毎日の生活の中で苦しんでいる子供に対して、もっと予算を大幅に拡大していったほしいことと、それから実際 22%の自治体がこの事業をやっていたのですが、小さな市町村は予算が元々少なくて、その市町村では予算を賄えないからやれてないんです。ということは、国と都道府県自治体がそういう市町村、予算が少なくて事業を開始できない自治体には、国と都道府県が中心になって代わりにそこを埋めてほしいと思っています。

トータルに集まる子供たちについては、今年非常にニュースになりましたけれども、それは本当に氷山の一角で、実は何倍もの子供たちが本当に苦しんで、リストカットを親にも隠れてやっている。そして、家庭が居場所になっていない。そういう子供たちに対して誰か受けとめてくれる存在が、毎週訪問して子供と関わって数年継続する。そのプロセスで子供たちの心が回復していくわけで、喫緊の課題はこの子育て世帯、訪問支援事業を小中学生まで対象を拡大すること。これを放置しておくと、このあとに不登校やひきこもり、そして 20 歳以降も薬物とかギャンブルの依存症とかにつながっていくことが目に見えていますので、子供時代のうちに子供の苦しさをきちんと回復させる、そういう事業にもっと力を入れていただきたいと思って、報告させていただきました。

○村上会長 寺出様、貴重な調査結果報告をありがとうございました。

それでは、今のご報告に対しまして何かご意見とかご質問等はございますでしょうか。いかがでしょうか。

○寺出委員 1つだけよろしいですか。

○村上会長 どうぞ。

○寺出委員 この調査研究の報告書は、私どもの協会、日本子どもソーシャルワーク協会のホームページに掲載されておりますので、ご関心のある方はぜひご覧いただけたらと思います。よろしくお願い申し上げます。

○村上会長 ありがとうございます。

何かご質問等がありますか。西村委員、お願いします。

○西村委員 貴重なご報告をありがとうございます。

私たち若ナビαでは18歳以上しか扱っていないんですけれども、私たちの法人としては、子供の自殺未遂者の支援について力を入れてやっております。

今日この会議の前に、こども家庭庁からヒアリングがあって、まさにおっしゃられたことと同じように感じていて、支援をしなければいけない、何かやらなきゃならない、だから連携を組んでくれ、どこと連携すればいいのか、どうやってやればいいのかという質問を受けました。もちろん、たくさんのところと連携したいけれども、どこと連携するのか、何をやるかじゃなくて、大事なのは、この子がこういうふうになっている背景というのをしっかり見ていく必要があります。それが親子関係だったり、いろんな環境だったりとか、あるいは本人の特性だったり、きちんとアセスメントして、本人の心の部分に関わったり、家族みんなのその部分に関わる、それを今誰もラストとしてできるような機関というのがないから、どこにつながるかではなく、内容でそれをちゃんと見極めて指導できる人が居ないんですね。どんなにいっぱい連携してもうまくいきません。訪問しますといっても、訪問ただけで、「家事を手伝いました」だけで終わってしまうようなケースもあったり、お母さんをただ指導するだけで終わってしまうみたいな、そんな感じになってしまう可能性もあるのではないかと思います。一番大事な核の部分是谁が担っていけるのか、そして、それを今教えられるのは研修とおっしゃられていましたけれども、研修の中にそういうのはすごく入れにくい、なかなか伝わりにくい、そういう部分でとても難しいなと感じています。そちらの団体では、そういうことに対して、「こういうふうしたらいいのに」とかというような、日頃思っていることというのはあるでしょうか。教えていただければと思います。

○寺出委員 研修に関しては、日頃、3か月ごとには、新しい研修、それも訪問支援の人がどういう関わりをすることで子供の心が開くのかというような部分を、一番重要視した研修を実施しています。

それから、研修を開始して訪問支援員が決まった場合には、継続研修もずっと3か月ごとに別に実施しております。そうすると、現場の声も聞けて、その中でどういうふうな対応がいいのかということが見えてくるので、非常に研修は大事だと思っております。

それともう一つは、ここで今、小中学生に対しての訪問支援というのは非常に重要で、喫緊の課題であると申し上げたんですが、実は子育て世帯訪問支援事業でも養育支援訪問事業でも対象年齢は18歳未満なので、小学生・中学生で不安を抱えている子供たちには率先して本来は訪問支援をする必要があるんですが、子供たち自身が自分の心の内を隠していて、そして心理的虐待の件数は出ているけれども、保健師さんがただ保護者に指導するだけで終わっています。やはり子供たちが今、どんな生活でどんな気持ちでいるかという部分を、小・中学校とか自治体の、例えば子ども家庭支援センターとかいろいろなところともっと密につながりながら、子供の様子を、特に心理的虐待の通告をされているご家庭に対しては、積極的に子供への支援を本腰を入れて進めていかないと、こぼれ落ちていくんじゃないかと思っています。

○西村委員 ありがとうございます。

現場に即した、継続していくというのは、ケースをもとにした研修をきちんとしていくということなのかなとお聞きしました。

それから、先ほどお伝えさせていただいたとおり、18歳以上でもそうですけれども、本当に問題が大きければ大きいほど、本人の方から声をあげるというのは非常に難しいです。年齢が低ければ低いほど、もっと声をあげることが難しくなるので、どうやってそれを拾い上げていくのか、問題があっただけ関わればいいのかという、そういうことも思うところがありますので、取組が広がることを願っております。どうもありがとうございます。

○寺出委員 ありがとうございます。

○村上会長 ほかに何かご意見ご質問等がありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ほかに何かご意見等がなければ、本日予定しておりました議題は以上とさせていただきます。

全体を通しまして、何かご意見またご質問等がありますでしょうか。何でも構いませんが、何かあれば。また、この場でなくても会議終了後、後日でも全然構いません。何かあればお尋ねいただければと思っております。

それではよろしいでしょうか。

それでは、本日は委員の皆さまにより様々な取組みをご紹介いただきまして、また、資料作成にもご協力いただきまして、この場を借りて厚く御礼申し上げます。

悩みを抱える子供・若者が適切な支援につながるよう、東京都といたしましても今後もしっかりと取り組んで参る考えでございます。

また、お集まりの皆さまにおかれましても、引き続き地域におきまして、他の関係機関とのネットワークの連携強化にご協力いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

それでは、これをもちまして閉会とさせていただきます。本日はお忙しい中ありがとうございました。

(午後 3 時 1 5 分 閉会)